

別 紙

答申第29号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった個人情報の一部について非開示とした部分は、これを開示すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成26年7月1日に本件異議申立人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。

(2) 本件個人情報開示請求の内容は、「平成26年4月20日付 本人の公文書公開請求（2010年の動物病院獣医師の法令違反の疑いに関するすべての資料）について決定通知までの経過に関わるすべての文書とその決定通知に関する私に対する情報公開条例違反がどのように処理されたかのすべての文書」である。

(3) この請求に対して、実施機関は、平成26年7月15日付けで次のような決定を行った。

ア 開示請求に係る個人情報の内容

「平成26年4月20日付の公文書公開請求（2010年の動物病院獣医師の法令違反の疑いに関するすべての資料）について決定通知までの経過に関わるあなたの文書

・起案文書 1件

上記決定通知に関する情報公開条例違反がどのように処理されたかのあなたの文書

・メール文 1件」

イ 決定内容

部分開示決定

ウ 開示しない部分

法人名

エ 開示しない理由

条例第13条第4号に該当

法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認めるため。

(4) 異議申立人は、この決定を不服として平成26年9月1日に異議申立てを行った。

(5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、平成26年9月11日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件部分開示決定を取消し、全開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 条例第13条第4号該当性について

条例第 13 条第 4 号に該当しない。獣医の法令違反であるかどうかきちんと説明し、説明出来なければ法人名もすべて開示すべきである。

イ その他の主張

- ① この情報公開条例違反については予想もしなかったことです。ただこれでこの部署が不正をやっているのではないかという疑いが強くなりました。
- ② このことを公表したくない、隠したいという思いが判断を狂わせたのではないかとも思います。
- ③ 開示された文書はほとんど既に受け取っていた文書でした。この件については本題ではなかったが、すべて知りたいと思い開示請求しました。

4 実施機関の主張

実施機関の非開示理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

当該文書は動物病院獣医師の法令違反の疑いに関するものであるが、法令違反が認められない中、「法人名」を開示することは、該当法人に対して事業を営む上で競争上の不利益を与えるだけでなく、社会的信用・社会的評価を失墜させる恐れがあるため条例第 13 条第 4 号に該当し非開示とした。

5 審査会の判断

(1) 本件対象個人情報について

ア 対象情報記載公文書

本件開示請求における異議申立人の個人情報に記載されている公文書として、実施機関は「起案文書」及び「メール文」を特定した。

イ 個人情報該当性

当審査会において、個人情報に記載されているとして実施機関が特定した公文書を見分したところ、異議申立人の氏名等本人を識別できる情報が記載されていた。また、その記載内容に加え、その作成の目的からも、当該文書に記載された情報は異議申立人の個人情報であると認められる。

(2) 条例第 13 条第 4 号該当性について

本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものは非開示情報に該当すると規定している。

実施機関が、条例第 13 条第 4 号に該当するとして非開示とした部分には、法人名が記載されている。

実施機関は、当該文書は動物病院獣医師の法令違反の疑いに関するものであるが、法令違反が認められない中、「法人名」を開示することは、当該法人に対して事業を営む上で競争上の不利益を与えるだけでなく、社会的信用・社会的評価を失墜させるおそれがあるとしている。

法人名が記載された本件対象情報記載公文書は、異議申立人からの情報公開請求を受けて、実施機関が意思決定をするために作成した文書である。情報公開請求の対象となっている公文書には、異議申立人が特定の動物病院の獣医師について獣医師法違反の疑いがあるのではないかとの照会をした際の実施機関とのやりとりの内容や聞き取りをした内容が記載されている。

そこで、当審査会が本件対象個人情報を見分したところ、本件非開示部分に記載されている法人名は、異議申立人が獣医師法違反の疑いを抱いた法人（動物病院）名であり、本人が知り得る情報である。本人がすでに知り得る法人名

を開示したとしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは言えず、条例第 13 条第 4 号には該当しない。

(3) 異議申立人のその他の主張について

なお、異議申立人は条例第 13 条第 4 号該当性以外についても主張しているが、これらの主張は当審査会の開示・非開示の判断を左右するものとは言えない。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第29号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成26年9月11日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成26年10月10日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成26年11月7日	異議申立人の意見書を受理
平成26年12月18日 (審査会第1回目)	審議
平成27年1月15日 (審査会第2回目)	審議
平成27年2月19日 (審査会第3回目)	審議
平成27年3月19日 (審査会第4回目)	審議
平成27年4月30日 (審査会第5回目)	審議
平成27年5月28日 (審査会第6回目)	審議
平成27年6月18日 (審査会第7回目)	審議
平成27年7月16日 (審査会第8回目)	審議
平成27年8月19日 (審査会第9回目)	審議
平成27年9月9日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユーあき	島根県立大学短期大学部教授	
丸山 創	弁 護 士	
横地 正枝	行 政 書 士	